

いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和4年12月に、国立高専機構制作のコンテンツを活用しいじめ防止等に関する研修会を実施して、意識啓発を行った。	引き続き定期的に開催	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめアンケートの回答を基に情報共有した。アンケートによる疑い事例や、個別に上がってきた案件については、臨時開催の委員会でも対応方針等を協議している。	引き続き、いじめ対策委員会を定期的に開催する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和4年12月に、国立高専機構制作のコンテンツを活用しいじめ防止等に関する研修会を実施して、意識啓発を行った。	引き続き定期的に開催	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学校いじめ対策委員会が学校いじめ防止基本計画を策定しており、全教職員に周知している。アクセスしやすいよう学校HPに掲載している。	教職員への周知を徹底するための方法を検討する。	令和6年3月
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	学校いじめ対策委員会が学校いじめ防止プログラムを策定し、全教職員に周知した。アクセスしやすいよう学校HPに掲載している。	教職員への周知を徹底するための方法を検討する。	令和6年3月
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員個人で抱え込むことがないように、事案があれば学生相談室と迅速に連携し、さらに学生相談室がいじめ対策委員会へ報告する体制を徹底している。	引き続き周知徹底する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に重大事態の定義や役割が明記されており、周知されている。	教職員への周知を徹底するための方法を検討する。	令和6年3月
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	グループウェア上や、いじめ対策委員会において情報共有し、学生の実態や指導の経過等の情報を即座に把握できる体制を構築している。	引き続き、迅速な情報共有を徹底する。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	いじめアンケートの実施時期について検証し、適切な時期を見直し、令和5年度の実施計画に反映した。	点検を実施し、必要に応じて改正する。	令和6年3月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめアンケートは学生対象3回、保護者対象1回で、計4回実施した。また、こころと体の健康調査を年2回実施した。その内容は、いじめ対策委員会やクラス担任等関係者と共有した。	引き続きアンケートや調査を実施し、教員間で情報共有する。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	学校いじめ対策委員会の構成員の一人として、スクールソーシャルワーカーを配置しており、各案件について助言を得ている。定期の委員会において情報を共有し、必要に応じて担任等にも情報共有している。	引き続き、現体制を維持し、情報共有を徹底する。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	SHR・LHR等にて、学級担任の先生からいじめに関する指導をおこなっている。また、1年生にはオリエンテーション（2泊3日）において、学生主事よりいじめについての講話を実施した。	学生に対して、いじめに関する研修を実施する。	令和5年11月実施済
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	1年生にはオリエンテーション（2泊3日）において、学生主事よりいじめについての講話を実施した。	引き続き、いじめについての講話を実施する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生会による目安箱の設置（通年）	学生会と連携し、いじめ問題に学生自ら行動する新たな取り組みを立案する。	令和6年4月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	入学説明会、保護者対象のいじめアンケート、本校ホームページで内容を周知した。	引き続き周知を行う。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、被害者加害者及びその保護者に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	引き続き対応する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	いじめ防止基本計画を本校ホームページで公開し周知しているが、外部の有識者との連携・協力体制は築いていない。	どの会議で情報共有し、連携・協力体制を築くのが望ましいかを検討する。	令和6年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	警察等と連携して対応する体制はできている。	引き続き体制を維持する。	-